

大阪港港湾計画書

— 一部変更 —

令和2年3月

大阪港港湾管理者
大阪市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成31年2月 第66回大阪市港湾審議会
- ・ 平成31年3月 交通政策審議会第74回港湾分科会

の議を経た大阪港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 フェリー埠頭計画	2
港湾の効率的な運営に関する事項	3
1 港湾の効率的な運営を特に促進する区域	3
その他重要事項	4
1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	4

変更理由

南港地区(南港南)において、内航フェリーの大型化に対応するため、フェリー埠頭計画を変更する。

また、フェリー埠頭計画の変更に伴い、港湾の効率的な運営に関する事項及び国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 フェリー埠頭計画

1-1 南港地区(南港南)

内航フェリーの大型化に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

水深 7.5 m 岸壁 3 バース 延長 730 m

(うち 2 バース既設) [既設の変更計画] F 1, 3, 4

埠頭用地 8 h a (旅客施設用地 1 h a、

荷さばき施設用地及び保管施設用地 7 h a) [既設]

既設

水深 7.5 m 岸壁 3 バース 延長 710 m F 1, 3, 4

埠頭用地 8 h a

(旅客施設用地 1 h a、

荷さばき施設用地及び保管施設用地 7 h a)

港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域

フェリーにより運送される貨物を取り扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。)

南港地区(南港南)

水深7.5m 岸壁3バース 延長730m (フェリー用)
(うち2バース既設) [既設の変更計画] F 1, 3, 4
埠頭用地 8ha
(旅客施設用地 1ha、
荷さばき施設用地及び保管施設用地 7ha) [既設]

その他重要事項

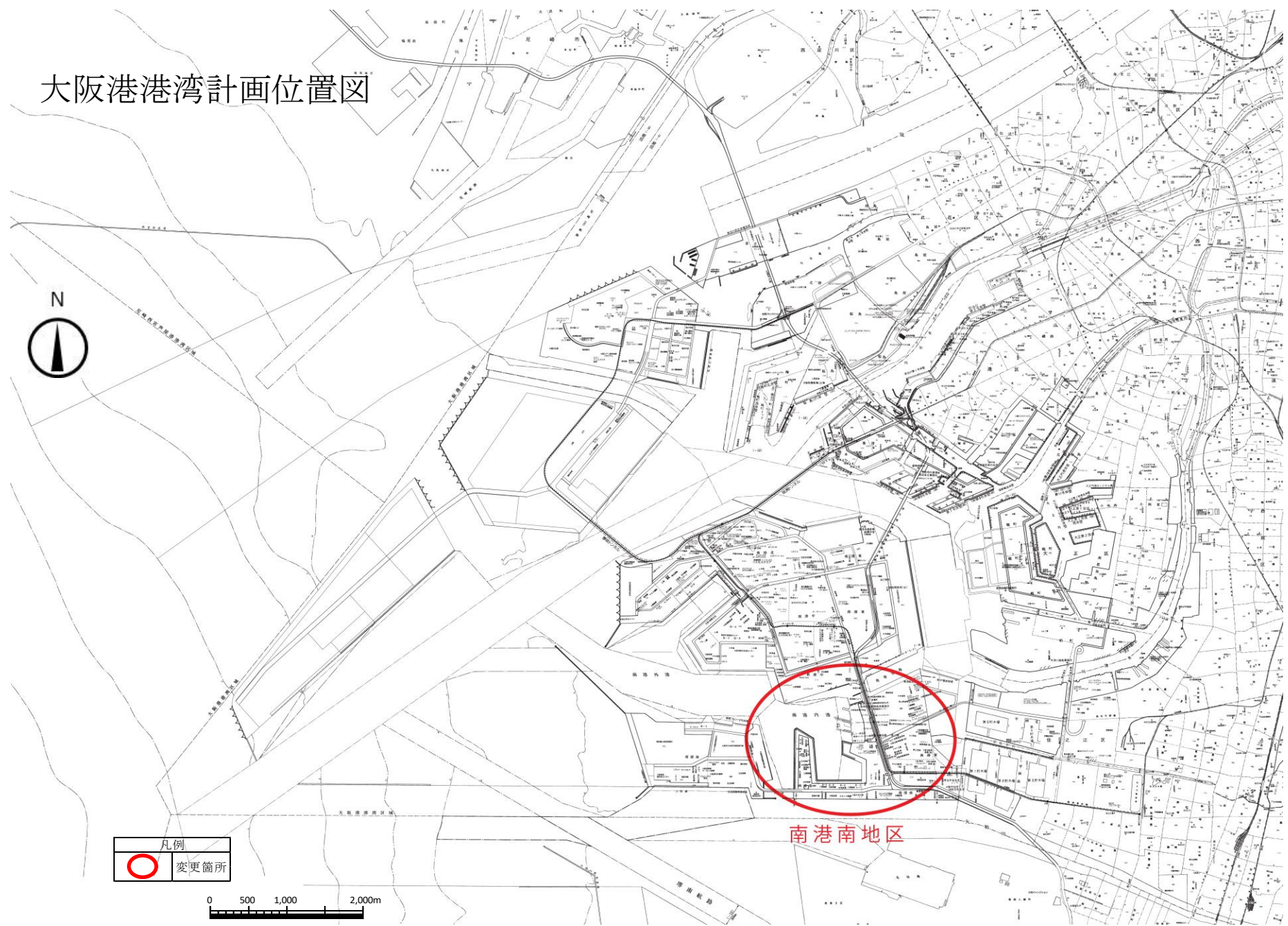
- 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画する施設のうち、国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

南港地区（南港南）

岸壁3バース 水深7.5m 延長730m
(うち2バース既設) [既設の変更計画] F1, 3, 4

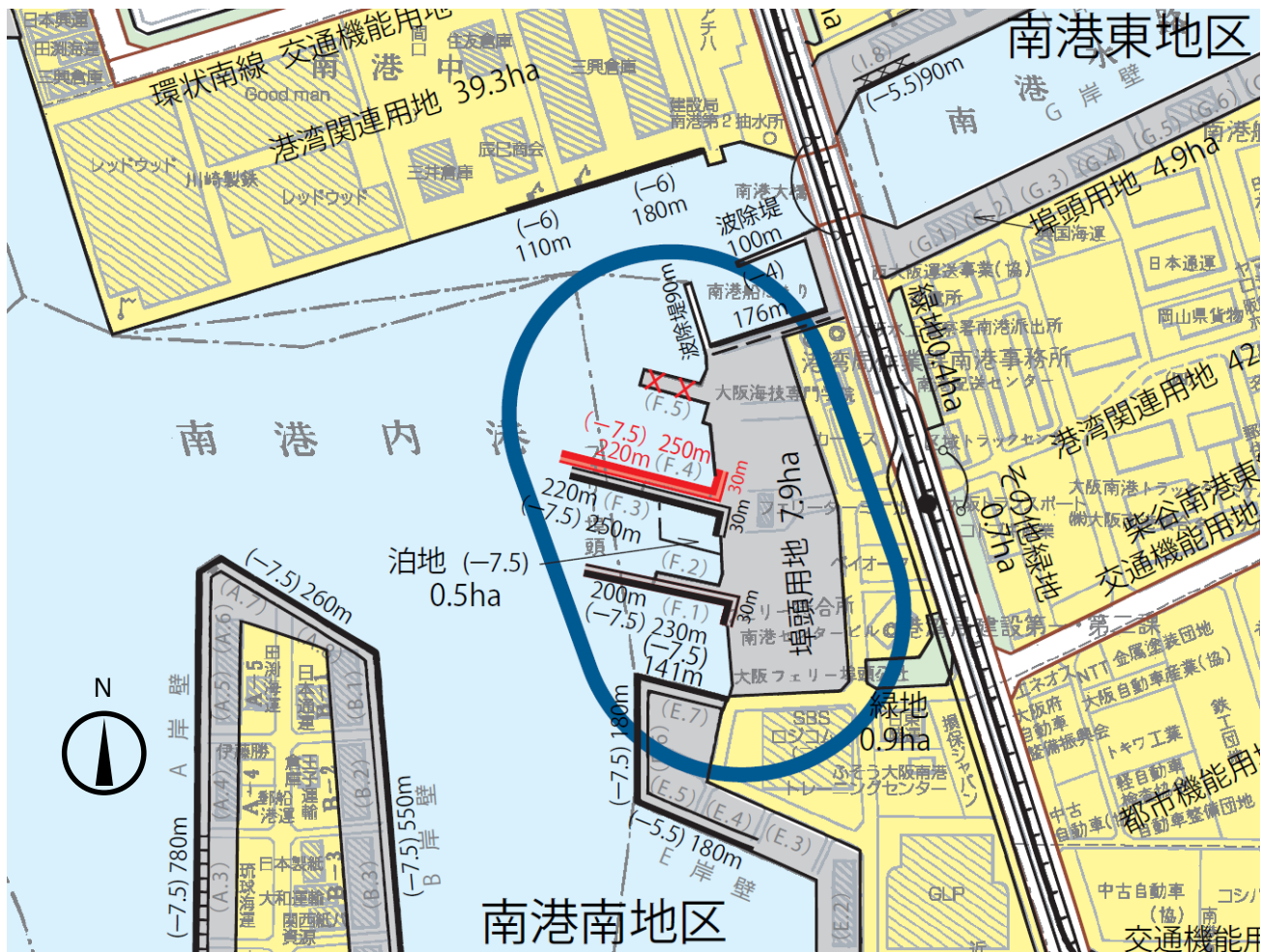
大阪港港湾計画位置図

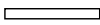
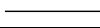


凡例	
	変更箇所

0 500 1,000 2,000m

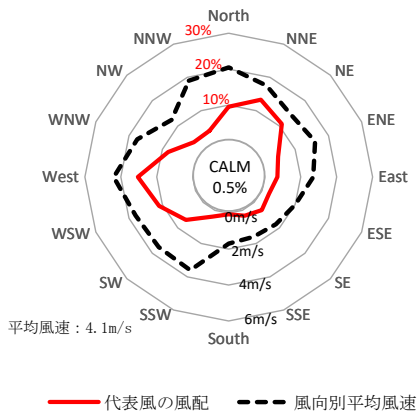
大阪港港湾計画図



凡 例		
	航 路 ・ 泊 地	(既 設)
	外 郭 施 設	(既 設)
	公 共 岸 壁	(今 回 計 画)
		(既 設)
	公共耐震強化岸壁 (緊急物資輸送)	(既 設)
	物 資 補 給 岸 壁	(既 設)
	公 共 物 揚 場	(既 設)
	専 用 岸 壁	(既 設)
	埠 頭 用 地	(既 設)
	緑 地	(既 設)
	緑 (そ の 他 緑 地)	(既 設)
	交 通 機 能 用 地 (臨 港 道 路)	(既 設)
	交 通 機 能 用 地 (そ の 他 道 路)	(既 設)
	鉄 道 ・ 軌 道	(既 設)
	撤 去	(今 回 計 画 及 び 既 定 計 画)
	効率的な運営を特に促進する区域	

風の頻度分布図
(大阪港)

観測点：国際フェリーターミナル船客上屋
観測期間：平成30年1月～12月



1:10,000

